



委員会発議第 3 号

かすみがうら市特別職報酬等審議会開催に係る要望書の提出について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和8年6月15日

かすみがうら市議会
議長 来栖 丈治 様

提出者 議会改革調査特別委員会
委員長 設楽 健夫

令和8年6月16日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 様

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治

かすみがうら市特別職報酬等審議会開催に係る要望書

特別職の報酬等については、その職責の重要性や社会経済情勢、市の財政状況、市民感覚等を踏まえ、適正な水準を維持することが求められております。

また、特別職の報酬等に関する事項については、公平性及び透明性を確保する観点から第三者機関であるかすみがうら市特別職報酬等審議会において審議されることが重要であります。

つきましては、他市においても昨今の社会経済情勢の変化、全国及び県内の類似団体における議員報酬等の状況を踏まえ、特別職の報酬等に関する事項について、かすみがうら市特別職報酬等審議会において継続的かつ定期的に審議されますよう要望いたします。